

# 依存症対策部会について

## 設置根拠・目的

- 東京都地方精神保健福祉審議会条例第六条に基づき設置（委員は同審議会委員より選出）
- 依存症対策を推進するために必要な事案について検討を行う

## 検討議題の選定

※以下、①～③の流れで部会で扱う議題を選定

- ① 依存症をとりまき社会情勢、関係機関の動向等を踏まえ、**検討が必要な議題を整理**
- ② 整理した検討議題については、**東京都地方精神保健福祉審議会の審議を実施**
- ③ **審議を経た議題について、依存症対策部会を開催し検討を進めていく**

## 国等の動向

- 国はアルコール、ギャンブル等依存症に関する法や計画を整備するとともに、**都道府県に対しても計画策定の努力義務を定めている**

- その他、依存症に関する**相談の拠点**や適切な医療を受けられるようにするための**専門医療機関及び治療拠点機関の選定**、**地域の関係機関の連携強化**等を都道府県等に対して求めている

※他の自治体においても計画の策定や、依存症の相談拠点、専門医療機関等の選定の取組が進められている

## 都の状況

計画の策定

- ・ 平成31年3月に「東京都アルコール健康障害対策推進計画」策定
  - ・ 都のギャンブル等依存症対策推進計画の策定に向けた検討を予定
- 相談の拠点
- ・ 都立（総合）精神保健福祉センターを都の依存症相談拠点に設定（平成31年4月）

**専門医療機関及び治療拠点機関の選定に向けて今後検討が必要**

地域の関係機関の連携強化

- ・ 令和元年12月に「東京都依存症関連機関連携会議」を開催

- 今後は依存症患者が地域で適切な医療を受けられるようするため、専門医療機関及び治療拠点機関の選定を行っていくことが必要
- **令和元年12月18日開催の東京都地方精神保健福祉審議会において、依存症対策部会の設置及び依存症専門医療機関・治療拠点機関の選定を議題とすることについて審議を実施**

## 《 令和2年度の検討議題（予定） 》

- 専門医療機関及び治療拠点機関の選定基準等に関すること（令和2年10月書面開催）
- 専門医療機関及び治療拠点機関の選定に関すること（令和2年度末頃を予定）